



大阪労働局発表
平成26年3月27日

担当 大阪労働局労働基準部監督課
電話 06 (6949) 6490

接客娯楽業、製造業で7割を超える法違反！！

平成25年定期監督等の概要について（速報）

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、平成25年に管内の13労働基準監督署が実施した定期監督等の概要について、以下のとおり取りまとめた。

大阪労働局における平成25年定期監督等概要

- ・ 実施件数 6,490件、 違反事業場 4,333件、 違反率 66.8%
- ・ 業種別の違反率（高い順）
 - ①接客娯楽業 78.4%
 - ②製造業 73.2%
 - ③保健衛生業 69.8%
- ・ 主要な違反事項（違反率の高い順）

労働基準法関係	①労働時間	26.3%	②割増賃金	18.4%
	③労働条件明示	16.3%	④就業規則	12.0%
	安全衛生法関係			
安全衛生法関係	①健康診断	14.3%	②安全基準	12.3%
	③安全衛生管理体制	11.7%	④定期自主検査	4.5%
- ・ 最低賃金法に係る業種別の違反率（高い順）

①接客娯楽業	7.3%	②清掃・と畜	5.6%
③製造業	5.2%	④保健衛生業	4.9%

- ・「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」、「災害調査」からなります。
- ・監督とは、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
- ・労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿関係書類の検査などの権限が与えられています。
- ・事業場の現状を的確に把握するため、監督は、原則として予告することなく実施しています。
- ・監督の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう、行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

1 定期監督等の実施状況

(1) 法違反事業場の状況(表1)

平成25年定期監督等の実施件数は、6,490件（前年比918件減）であったが、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場は4,333件（前年比553件減）、違反率は66.8%（前年比0.8ポイント増）であった。

定期監督等の業種別実施数は、

①製造業	1,758件	(27.1%)
②商業（卸売業、小売業等）	1,638件	(25.2%)
③建設業	1,126件	(17.3%)

の順となっている。

違反率が高い業種は、表1のうち、

①接客娯楽業（飲食店、旅館等）	(78.4%)
②製造業	(73.2%)
③保健衛生業（社会福祉施設、病院等）	(69.8%)
④清掃・と畜業	(68.5%)
⑤運輸交通業	(67.4%)
⑥商業（卸売業、小売業等）	(66.2%)

の順となっている。

(2) 労働基準法の主要な違反事項(表2)

労働基準法の主な法違反の内容は次のとおり。

ア 労働時間・割増賃金関係

① 労働基準法第32条（労働時間）に係る違反

1,705件（違反率26.3%）

【違反事例】

- ・時間外・休日労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。時間外・休日労働協定で定めた限度時間を超えて労働させているもの。

② 同法第37条（割増賃金）に係る違反

1,196件（違反率18.4%）

【違反事例】

- ・時間外、深夜労働（原則として午後10時から午前5時）を行わせているのに、通常賃金の2割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。法定休日労働を行わせているのに、通常賃金の3割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。

イ 労働条件明示関係

① 労働基準法第15条（労働条件の明示）に係る違反

1,061件（違反率16.3%）

【違反事例】

- ・労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について書面を交付していないもの。

② 同法第89条（就業規則の作成等）に係る違反

778件（違反率12.0%）

【違反事例】

- ・常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。就業規則を変更しているのに、変更の届出をしていないもの。

(3) 労働安全衛生法の主要な違反事項(表2)

労働安全衛生法の主な法違反の内容は次のとおり。

ア 安全衛生管理体制に係る違反（労働安全衛生法第10条から12条、第14条、第15条及び第17条から第19条まで）

757件（違反率 11.7%）

【違反事例】

- ・常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者(安全管理者・衛生管理者等)を選任していないもの。

イ 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に係る違反（同法第20条から第25条まで）

797件（違反率12.3%）

【違反事例】

- ・高さが2メートル以上の場所で作業を行わせていたのに、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置していないもの。

ウ 定期自主検査に係る違反（同法第45条）

292件（違反率4.5%）

【違反事例】

- ・フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、法定事項について自主検査を行っていないもの。

エ 健康診断に係る違反（同法第66条）
926件（違反率14.3%）

【違反事例】

- ・常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。

（4）最低賃金法の主要な違反事項（表2）

最低賃金効力に係る違反（最低賃金法第4条）
234件（違反率3.6%）

【違反事例】

- ・大阪府最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払っていないもの。

（5）送検

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続きを取る等、厳正に対応しており、平成25年には79件の労働基準法及び労働安全衛生法等違反被疑事件を送検したところである。

2 今後の指導方針

大阪労働局及び管内の労働基準監督署においては、「誰もが生き生きと安心して働ける元気な大阪」を目指し、今後とも、積極的に監督指導等を実施する。

特に、過重労働による健康障害防止、賃金不払残業の解消、労働契約ルール等の周知・啓発、重篤な労働災害の発生防止に重点を置き取り組む。

表1 定期監督等の推移

業種	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率	監督件数	違反率
製造業	2133	70.0	2034	72.4	1947	69.1	1979	71.3	2401	67.3	2091	71.0	1758	73.2
建設業	2016	53.1	1852	55.2	1663	52.9	1594	54.5	1519	47.7	1498	53.1	1126	59.1
運輸交通業	474	71.3	516	72.1	457	66.7	507	61.7	497	66.2	676	65.2	408	67.4
貨物取扱業	140	47.9	80	60.0	115	47.0	106	63.2	113	52.2	124	47.6	101	57.4
商業	670	73.7	896	72.2	683	71.2	3215	71.4	2081	69.0	1734	70.8	1638	66.2
金融広告業	98	72.4	115	54.8	68	64.7	113	64.6	78	55.1	62	53.2	86	43.0
通信業	18	61.1	27	37.0	33	51.5	19	68.4	27	48.1	16	31.3	36	33.3
教育・研究業	107	72.9	90	63.3	114	79.8	160	76.9	149	73.2	103	68.0	125	63.2
保健衛生業	272	74.3	156	79.5	190	78.4	396	71.0	406	83.5	320	74.1	268	69.8
接客娯楽業	239	69.5	156	67.9	214	76.6	329	72.3	299	71.6	260	75.8	426	78.4
清掃・と畜業	86	69.8	74	67.6	90	64.4	84	65.5	114	50.9	48	75.0	108	68.5
上記以外の事業	503	71.8	525	66.9	660	54.8	671	63.9	793	61.7	476	63.2	410	58.8
合計	6756	65.3	6521	66.3	6234	63.4	9173	67.2	8477	64.0	7408	66.0	6490	66.8

㊦

(参考) 平成18年以前の違反率%(業種計)

平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
65.6	62.1	63.1	57.9	62.0	65.4	65.1	64.8

表2 定期監督等における業種別主な法違反件数・違反率表（平成25年）

業種	定期監督等実施件数	労働基準法関係 (左欄:違反件数・右欄:違反率%)				安全衛生法関係 (左欄:違反件数・右欄:違反率%)													
		労働条件明示	労働時間	割増賃金	就業規則	最低賃金関係 左欄:違反件数 右欄:違反率% ※	安全衛生管理体制	安全基準	定期自主検査	健康診断									
製造業	1,758	234	13.3%	578	32.9%	319	18.1%	225	12.8%	91	5.2%	387	22.0%	414	23.5%	239	13.6%	315	17.9%
建設業	1,126	36	3.2%	67	6.0%	41	3.6%	24	2.1%	7	0.6%	54	4.8%	320	28.4%	9	0.8%	30	2.7%
運輸交通業	408	63	15.4%	182	44.6%	84	20.6%	57	14.0%	17	4.2%	46	11.3%	15	3.7%	11	2.7%	62	15.2%
貨物取扱業	101	14	13.9%	33	32.7%	15	14.9%	6	5.9%	1	1.0%	8	7.9%	6	5.9%	3	3.0%	12	11.9%
商業	1,638	391	23.9%	397	24.2%	348	21.2%	228	13.9%	46	2.8%	78	4.8%	26	1.6%	17	1.0%	301	18.4%
金融広告業	86	4	4.7%	18	20.9%	20	23.3%	7	8.1%	3	3.5%	5	5.8%	0	0.0%	0	0.0%	6	7.0%
通信業	36	5	13.9%	5	13.9%	3	8.3%	2	5.6%	0	0.0%	3	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.6%
教育・研究業	125	19	15.2%	39	31.2%	38	30.4%	26	20.8%	0	0.0%	17	13.6%	1	0.8%	2	1.6%	8	6.4%
保健衛生業	268	49	18.3%	81	30.2%	73	27.2%	51	19.0%	13	4.9%	58	21.6%	1	0.4%	0	0.0%	23	8.6%
接客娯楽業	426	164	38.5%	139	32.6%	127	29.8%	87	20.4%	31	7.3%	19	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	116	27.2%
清掃・と畜業	108	21	19.4%	35	32.4%	26	24.1%	12	11.1%	6	5.6%	24	22.2%	10	9.3%	7	6.5%	18	16.7%
上記以外の事業	410	61	14.9%	131	32.0%	102	24.9%	53	12.9%	19	4.6%	58	14.1%	4	1.0%	4	1.0%	33	8.0%
合計	6,490	1,061	16.3%	1,705	26.3%	1,196	18.4%	778	12.0%	234	3.6%	757	11.7%	797	12.3%	292	4.5%	926	14.3%

注 上記右側の「違反率%」欄について、数字朱書き(背景色黄色)は最も違反率が高い業種、数字朱書きは左記含め違反率上位5番までの業種

※ 上記「最低賃金法関係」欄の「最賃効力」とは、大阪府最低賃金額(平成24年9月30日以降、同25年10月17日までの地域別最低賃金は810円、同25年10月18日以降、現在の地域別最低賃金は819円)以上の賃金を、最低賃金の適用を受ける労働者に対して支払っていないもの。